

臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱いに関する ご意見の募集について

- 厚生労働省及び(社)日本臓器移植ネットワークでは、「臓器の移植に関する法律」において脳死下臓器提供の要件とされている、臓器の提供に関する書面による意思表示に用いることができるよう、臓器提供意思表示カード(以下「カード」という。)を作成し、広く頒布しています。
- 「臓器の移植に関する法律」施行日(平成9年10月16日)以降、これまでに、(社)日本臓器移植ネットワークに寄せられたカードに関する情報提供事例のうち、カードの記載内容に不備があった事例が多く発生しています。
カードの記載不備事例の取扱いについて、本年5月6日に開かれた厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会(以下「臓器移植委員会」という。)における議論に基づき、本年10月14日、臓器提供意思表示カードに関する作業班(以下「作業班」という。)において法律家による検討が行われました(別紙3参照)。翌15日、作業班における検討結果を基に臓器移植委員会において議論が行われ、これまでの議論を踏まえ、厚生労働省では、別添のような今後の取扱い(案)を作成しました。
- つきましては、今後の検討の参考とするため、別添の「臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱いについて(案)」について、広くご意見を募集します。
- ご意見の受付期間は、平成16年11月2日(火)から平成16年12月2日(木)までとし、ご意見の提出については、電子メール、FAX又は郵送にて受け付けることとします。ご意見の提出、記載方法等は、下記【ご意見の提出要領】のとおりです。
- いただいたご意見を有効に活用させていただく観点から、ご意見の提出に当たっては、できる限り、ご意見を提出する事項やその理由を具体的に記載してください。
- お寄せいただいたご意見は、原則としてそのすべてについて、資料として次回の臓器移植委員会において配布し、公開することとなります。
- なおご意見に対する個別の回答はいたしかねますのでご了承ください。

【ご意見の提出要領】

(1) ご意見の提出方法

下記のご意見提出様式にしたがってご意見をまとめ、電子メール、FAX又は郵送にて提出してください（電話によるご意見の提出はご遠慮ください）。

(2) ご意見の受付期間及び提出先

① 受付期間 平成16年11月2日（火）より平成16年12月2日（木）（必着）

② 提出先

- ・ 電子メールの場合

ishoku@mhlw.go.jp

※ 電子メールの場合、一太郎（バージョン11及びこれ以前のバージョン）、ワード（2000年版及びこれ以前のバージョン）、又はテキスト形式のいずれかにより、提出願います。

- ・ FAXの場合

FAX番号：03-3593-6223

- ・ 郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省 健康局 疾病対策課 臓器移植対策室

臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱いに関するご意見募集担当宛

※電話によるご意見はお受けできかねますので、あらかじめご了承ください。

(3) ご意見の提出様式

臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱いに関する意見

- 1 年齢：（「〇歳代」でも結構です。）
 - 2 性別：
 - 3 職業：
 - 4 氏名：
 - 5 所属団体：（特にない場合は「なし」で結構です。）
 - 6 上記4及び5の匿名化の希望：（匿名化を希望しない場合には「希望しない」と記載して下さい（特に指定がない場合には匿名とします）。）
 - 7 連絡先の住所、電話番号又は電子メールアドレス
- 御意見

○臓器の移植に関する法律（平成9年法律第109号）（抄）

（基本的理念）

第2条 死亡した者が生存中に有していた自己の臓器の移植術に使用されるための提供に関する意思は、尊重されなければならない。

2 移植術に使用されるための臓器の提供は、任意にされたものでなければならない。

（第3項及び第4項 略）

（臓器の摘出）

第6条 医師は、死亡した者が生存中に臓器を移植術に使用されるために提供する意思を書面により表示している場合であって、その旨の告知を受けた遺族が当該臓器の摘出を拒まないとき又は遺族がないときは、この法律に基づき、移植術に使用されるための臓器を、死体（脳死した者の身体を含む。以下同じ。）から摘出することができる。

（第2項 略）

3 臓器の摘出に係る前項の判定は、当該者が第1項に規定する意思の表示に併せて前項による判定に従う意思を書面により表示している場合であって、その旨の告知を受けたその者の家族が当該判定を拒まないとき又は家族がないときに限り、行うことができる。

（第4～6項 略）

(1) カードの番号の記載に不備がある事例

① カードの番号1に○がなく、提供したい臓器が○で囲まれている場合

《該当する1 2 3 の番号を○で囲んだ上で
提供したい臓器を○で囲んで下さい》

- 1 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
(×をつけた臓器は提供しません)
心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球・その他()
- 2 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
(×をつけた臓器は提供しません)
腎臓・脾臓・眼球・その他()
- 3 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: 2004年 1月 1日

本人署名(自筆): 杉植 太郎

家族署名(自筆): _____

(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの意味に署名して下さい。)

② カードの番号1に○がなく、提供したい臓器も○で囲まれていないが、番号1の「その他」の括弧内に「全部」又は「全臓器提供」と記載されている場合

《該当する1 2 3 の番号を○で囲んだ上で
提供したい臓器を○で囲んで下さい》

- 1 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
(×をつけた臓器は提供しません)
心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球・その他(全部)
- 2 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
(×をつけた臓器は提供しません)
腎臓・脾臓・眼球・その他()
- 3 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: 2004年 1月 1日

本人署名(自筆): 杉植 太郎

家族署名(自筆): _____

(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの意味に署名して下さい。)

《該当する1 2 3 の番号を○で囲んだ上で
提供したい臓器を○で囲んで下さい》

- 1 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
(×をつけた臓器は提供しません)
心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球・その他(全部)
- 2 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
(×をつけた臓器は提供しません)
腎臓・脾臓・眼球・その他()
- 3 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: 2004年 1月 1日

本人署名(自筆): 杉植 太郎

家族署名(自筆): _____

(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの意味に署名して下さい。)

③ カードの番号1に○があり、提供したい臓器が○で囲まれている場合であって、カードの番号3に○と×の両方を記載していた場合

《該当する1 2 3 の番号を○で囲んだ上で
提供したい臓器を○で囲んで下さい》

- ① 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
(×をつけた臓器は提供しません)
心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球・その他()
- 2 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
(×をつけた臓器は提供しません)
腎臓・脾臓・眼球・その他()
- ~~3~~ 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: 2004年 1月 1日

本人署名(自筆): 杉植 太郎

家族署名(自筆): _____

(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの意味に署名して下さい。)

(2) 提供したい臓器の記載に不備がある事例

① カードの番号1に○があり、提供したい臓器が○で囲まれていない場合

《該当する1 2 3 の番号を○で囲んだ上で
提供したい臓器を○で囲んで下さい》

- ① 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
(×をつけた臓器は提供しません)
心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球・その他()
- 2 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
(×をつけた臓器は提供しません)
腎臓・脾臓・眼球・その他()
- 3 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: 2004年 1月 1日

本人署名(自筆): 杉植 太郎

家族署名(自筆): _____

(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの意味に署名して下さい。)